

# 今後の「新エネルギー」の定義について

(2006年5月12日、総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会より)

## 現行

新エネ法(1997年)

### 新エネルギー

石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、  
①経済性の面での制約から普及が進展しておらず、かつ、  
②石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの

### ○供給サイドのエネルギー

太陽光発電	太陽熱利用
風力発電	雪氷熱利用
バイオマス発電	
バイオマス熱利用	
バイオマス燃料製造	
温度差エネルギー	
廃棄物発電	
廃棄物熱利用	
廃棄物燃料製造	

### ○需要サイドのエネルギー

クリーンエネルギー自動車  
天然ガスコージェネレーション  
燃料電池

## 今後の「新エネルギー」

### 再生可能エネルギー

#### 大規模水力

(波力発電) (海洋温度差熱発電)

### 新エネルギー

#### 中小水力 地熱

太陽光発電	太陽熱利用
風力発電	雪氷熱利用
バイオマス発電	バイオマス熱利用
バイオマス燃料製造	温度差熱利用
バイオマス由来廃棄物発電	
バイオマス由来廃棄物熱利用	
バイオマス由来廃棄物燃料製造	

### 革新的エネルギー技術開発利用

再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新規技術であって、その普及を図ることが特に必要なもの

#### 〔石油で考えられる事例〕

- ・石油残渣ガス化技術(IGCC、IGFC等)
- ・非在来型化石燃料利用技術(メタンハイドレードの利用技術、オイルサンド等超重質油の効率的分解技術など)

## 【参考】石油連盟のエネルギー政策に対する主張

- ①現行の石油代替エネルギー法や新エネルギー法のように、エネルギー種別で区分し、石油起源という理由だけで有効活用・高度化利用を妨げるような入口段階の規制は改めるべき
- ②出口(最終消費段階)で、安定供給性、環境特性、効率性を適正に評価のうえ、最も優れたものを推進する枠組みに見直すことで、より広範な技術革新を促し、石油、天然ガス、石炭など、各エネルギー資源の潜在的可能性を最大限引き出せるような制度とすべき

「エネルギー高度化利用促進法」の創設